

瀬戸市斎苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 9 号

瀬戸市斎苑条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市斎苑条例施行規則（平成 8 年瀬戸市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

その1

瀬戸市斎苑使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ (印)

電 話 _____

下記のとおり斎苑を使用したいので申請します。

記

死亡者	住 所 氏 名	申請者との続柄	
区 分	使 用 日 時	使 用 料	
□ 斎 場	年 月 日 □ (1) 午前8時30分から 午後0時30分まで	(1) 市内 12,810円 市外 25,620円	※
	□ (2) 午後0時30分から 午後4時30分まで	(2) 市内 12,810円 市外 25,620円	※
	□ (3) 午後4時30分から 翌日の午前8時30分まで 年 月 日		
	□ (1) 午前8時30分から 午後0時30分まで	(3) 市内 51,260円 市外 102,520円	※
	□ (2) 午後0時30分から 午後4時30分まで		
	□ (3) 午後4時30分から 翌日の午前8時30分まで		
待 合 室 □ 和室1 □ 和室2 □ 和室3 □ 和室4 □ 洋室	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	1室につき3時 間以内 市内 3,200円 市外 6,400円	※
□ 遺体安置室	年 月 日 午前・午後 時 分 ～	24時間以内 市内 1,060円 市外 2,120円	※
	年 月 日 午前・午後 時 分	延長時間(1時 間につき) 市内 100円 市外 200円	※
許 可 番 号	※第 号	合 計	※ 円

備考 ※印欄は記入しないでください。

その2

瀬戸市斎苑使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住所 _____

申請者 氏名 _____ (印)

電話 _____

下記のとおり斎苑の火葬炉を使用したいので申請します。

記

区 分	1 えな及び産汚物 2 身体の一部
単 位	件 (個)

備考 病院又は医師の証明書等を添付してください。

その3

瀬戸市斎苑使用許可申請書（動物）

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話 _____

下記のとおり斎苑の火葬炉を使用したいので申請します。

記

種 別	1 犬	2 猫	3 その他 ()
使 用 料	市内	1,500円 × 頭	※
	市外	9,000円 × 頭	

備考 ※印欄は記入しないでください。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

その1

瀬戸市斎苑使用許可書

年 月 日

様

瀬戸市長



下記のとおり斎苑の使用を許可します。

記

区 分		使 用 日 時	使 用 料	
<input type="checkbox"/> 齋 場		年 月 日	(1)	
	<input type="checkbox"/> (1)	午前8時30分から 午後0時30分まで	市内 12,810円 市外 25,620円	
	<input type="checkbox"/> (2)	午後0時30分から 午後4時30分まで	(2)	
	<input type="checkbox"/> (3)	午後4時30分から 翌日の午前8時30分まで	市内 12,810円 市外 25,620円	
		年 月 日	(3)	
	<input type="checkbox"/> (1)	午前8時30分から 午後0時30分まで	市内 51,260円 市外 102,520円	
	<input type="checkbox"/> (2)	午後0時30分から 午後4時30分まで		
	<input type="checkbox"/> (3)	午後4時30分から 翌日の午前8時30分まで		
待 合 室	<input type="checkbox"/> 和室1	年 月 日	1室につき3時 間以内	
	<input type="checkbox"/> 和室2			
	<input type="checkbox"/> 和室3	午前・午後 時 分	市内 3,200円 市外 6,400円	
	<input type="checkbox"/> 和室4	～		
	<input type="checkbox"/> 洋室	午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> 遺体安置室		年 月 日	24時間以内	
		午前・午後 時 分	市内 1,060円 市外 2,120円	
		～	延長時間（1時 間につき）	
		年 月 日	市内 100円 市外 200円	
		午前・午後 時 分		
許 可 番 号	第 号	合 計	円	

その2

瀬戸市斎苑使用許可書

年 月 日

様

瀬戸市長



下記のとおり斎苑の火葬炉の使用を許可します。

記

区 分	1 えな及び産汚物		
	2 身体の一部		
単 位	件 (個)	使用料	円
火葬日時	年 月 日	時 分	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市斎苑条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に施設の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。